

### 設工認ヒアリング等コメント管理表

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/12	1	スケジュール管理&体制	—	○申請スケジュール管理及びチェック体制について ・昨年12月23日の審査会合で、人的リソースの追加を実施し、2月初め、3月末で設工認変更申請（分割2回）の申請を実施するとの説明を受けた。スケジュール管理をしっかり実施して、スケジュールどおりの申請を実施すること。	・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。	対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。 ・体制強化は、親会社を含め対応。
3/12	2	一般産業用工業品	申請書	○一般産業用工業品について ・一般産業用工業品については、何がリストアップされていて、基本設計方針を含めどの様に対応するのかを整理して申請書に記載すること。	補足説明資料により説明した上で、説明内容を補正申請する。	5/21ヒアリングのコメント反映版資料検討・作成中。（設1-補-019 → 設1-補-003-02に再附番） （補正申請書に反映）
3/12	3	一般産業用工業品	申請書	○一般産業用工業品について ・設計の観点で、設工認対象設備がリストアップされているので、一般産業用工業品としても設計条件等と同等に整理されるべき。	No. 2にて対応	No. 2にて対応
3/12	4	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載について ・前後比較表の前の記載は全て「—」となっているが、この記載は前回までの申請書に記載の有無ではなく、設計として従前はどの様に設計していたかを前に記載し、後には従前から変更・追加等を実施した内容を記載する。なお、この記載についてはJNFLの設工認申請書をよく確認すること。	補足説明資料により説明した上で、説明内容を補正申請する。	対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-006 → 設1-補-003-01に再附番） （補正申請書に反映）
3/12	5	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載について ・材料及び構造（第14条）の記載について、検査として耐圧試験についての記載が無い。また、基本設計方針には検査は記載しないという回答について、電力、JNFLの記載状況を確認し、記載がある場合は適切に対応すること。	材料及び構造（第14条）の基本設計方針に、検査についての記載を追加することとし、その旨を補足説明資料により説明する。補足説明資料で説明した内容を補正申請する。	5/21に5/28ヒアリング資料として提出。 （設1-補-009 → 設1-補-005-02に再附番） （補正申請書に反映）
3/12	6	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載について ・代替計測設備は、対象設備との認識だが第3-1表に記載がない。長期的な視野で仕様が変わることも想定し、要目表に記載しないなら、基本設計方針や添付にどう記載するか、体系的に整理して説明すること。	補足説明資料により代替計測に関する説明を実施する。	対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 （設1-補-020 → 設1-補-002-02に再附番） （補正申請書に反映）
3/12	7	網羅性	申請書	○設工認対象設備のリストアップについて ・網羅性の表について、何をどの様に確認してリストアップしたのかを設備リストに繋がるような説明をすること。系統図等の色塗りについては、考え方も含め説明が無いと色塗りの図だけでは理解できないので、補足説明資料などで説明すること。	補足説明資料に、下記事項を明記する。 ・抽出時の考え方が設備リストに繋がるよう説明する。 ・色塗りの際の実際の考え方 ・技術基準規則条文の機能要求に対する該当有無により設工認対象設備を抽出する。 ・前提となる設備概要の資料について、ヒアリングでのコメント反映と充実化を図る。	5/21に5/28ヒアリング資料として提出。 （設1-補-002） （補正申請書に反映）

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/12	8	網羅性	申請書	○設工認対象設備のリストアップについて ・各条文に対する網羅性の考え方を補足説明資料で説明すること。 また、記号の記載については解釈により記載の不整合やミスが見受けられる。適切な記載となる様に見直すこと。	補足説明資料で網羅性の考え方を明記する。 なお、修正が必要な箇所の記号は記載を見直す。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) (補正申請書に反映)
3/12	9	網羅性	申請書	○設工認対象設備のリストアップについて ・設置しない設備の記載の在り方を検討し、設備を設置しないという設計の考え方を記載すること。また、申請書作成要領としても、技術基準に対して設置不要な場合の対応の記載を確認する必要がある。	設置が不要な設備について、不要な理由を記載し、設置しないことを共通の基本設計方針又は個別施設の基本設計方針に記載する。 (換気設備、廃棄設備) (設備概要の資料については、No. 7で対応)	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002 → 換気関係は設1-補-002-01に再附番) (補正申請書に反映)
3/12	10	基本設計方針	申請書	○技術基準第14条の対応について(材料及び構造) ・1.1.10.2(a)の要求事項を定める設備を明確に記載すること。	材料及び構造について、基本設計方針の記載変更案を補足説明資料にて説明する。	5/21に5/28ヒアリング資料として提出。 (設1-補-009 → 設1-補-005-02に再附番) (補正申請書に反映)
3/12	11	QMS	申請書	○QMSについて ・建設時の保安規定は既に認可されており、この認可に基づき新しい保安規定に基づくマニュアル体系で設工認変更申請書が作成されているという理解であった。保安規定施行前後でどの様な対応となるのか(品証規則で要求されている事項が、品証規則施行以前でも要求事項を満足している事などを)を整理して説明すること。	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについては、設工認申請書が品管規則の改正を踏まえていること、及び保安規定施行に伴う品質保証規程(改訂25)に整合している旨の説明とする。	対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-010 → 設1-補-006に再附番) (補正申請書に反映)
3/12	12	電気設備	申請書	○電気設備について ・電源車の接続方法、軽油タンクの設置状況、軽油タンクから電源車への軽油の供給方法等具体的な運用、電気設備の点検頻度の妥当性等についても、補足説明資料で説明が必要。	補足説明資料を作成し、説明を行う。 (電気設備の点検に関しては、安全機能の説明書で説明をするか、電気設備の補足説明資料に追加するか、検討する)	5/26に6/2ヒアリング資料として提出。 (設1-補-022, 023 → 設1-補-013-02, 03に再附番) (補正申請書に反映)
3/12	13	その他	申請書	○添付図等 ・配置図や構造図についても、分割の1回目か2回目かが目次でわかる様に記載すること。また、単に項目の記載だけだと具体的な図のイメージが湧かないので、もう少し具体的に表現して欲しい。	・2回目に申請する構造図、系統図についても、申請する図面全てがわかるように目次を作成し、1回目の補正申請に添付する。 ・図面類の目次を作成し、補足説明資料として補正前に説明する。	補足説明資料作成中。 (設1-補-026 → 設1-補-014に再附番) (補正申請書に反映)
3/12	14	スケジュール管理&体制	—	○補足説明資料について ・申請書の補足説明としては充実した補足説明資料が必要なので、提出や説明のスケジュールも合わせてどの様に対応するかを検討して適切に対応すること。	補足説明資料の内容及び提出時期を検討し、スケジュール管理表で管理するとともに、補足説明資料の内容については社内の確認会で確認してから提出する。	対応済 ・毎日の確認会にて確認実施(継続実施中)。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/23審査会合用資料へのコメント						
3/19	15	網羅性	審査会合用 PPT	○設工認設備抽出について ・設工認対象設備の抽出について、網羅的に抽出したことの正当性、考え方を整理して説明すること。設備抽出の方法としては、JNFLの状況を確認して、何からどのように選定したのかを補足説明資料にて説明すること。また、具体的な確認資料（図面の色塗り等）はボリューム感を考えて代表例でも良いので、エビデンスを示し説明すること。 ・代替計測についても設備抽出の全体像の中に含めて説明が必要ではないか。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・網羅的な抽出はNo. 7、代替計測はNo. 6にて継続して対応。
3/19	16	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・P12 事業変更許可申請書のQMSの記載は、「本文九」ではなく「本文七」なので適切に修正すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。
3/19	17	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・品管規則施行前後での品質管理プロセスの相違点を明確にし、差分があった場合には品管規則に整合している事の考え方及びその判断基準を説明すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。
3/19	18	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・品質保証規定（改訂25）については、現時点で制定されていないのであれば、その旨を適切に記載すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。
3/19	19	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・補足説明資料により、設計管理プロセスが品質保証規定の改訂24から改訂25になったとしても変更がないことを説明すること。また、品質保証規定の呼び込みだけでは、品管規則に整合している事が確認できないので、エビデンスも示して説明すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。
3/19	20	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・検査についても、設置済の機器・設備であっても品管規則に適合していること等について、使用前確認で確認する必要がある。検査の独立性も含め適切に整理して説明できるようにすること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・QMSの記載についてはNo. 11にて継続して対応。
3/19	21	一般産業用工業品	審査会合用 PPT	○一般産業用工業品について ・分割1回目の設工認申請書に現状記載されていないが、今後何処にどのように記載するか等について記載の考え方や具体的な記載内容について、補足説明資料により説明すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・一般産業用工業品の説明についてはNo. 2にて継続して対応。
3/19	22	基本設計方針	審査会合用 PPT	○火災防護について ・貯蔵建屋の火災防護について、第1回目の申請は電気設備として記載するのか、基本設計方針として全体像を説明するのかにより、火災防護の示し方や分割2回目での記載ぶりが変わってくる。どのように記載するのかを整理して説明すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・貯蔵建屋の火災防護については補足説明資料（設1-補-018）により説明予定。
3/19	23	基本設計方針	審査会合用 PPT	○設備の抽出と網羅性について ・各条文に対する網羅性の考え方を補足説明資料で説明すること。また、記号の記載については適切な記載となる様に見直すこと。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・基本設計方針の記載についてはNo. 7にて継続して対応。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/19	24	許可整合及び技術基準適合	審査会合用 PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P22-25で記載している「外部電源喪失」について、津波と津波以外（竜巻影響等）についての記載を区別して記載し、設計の考え方や給電の方法を具体的に記載すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・外部電源喪失については補足説明資料（設1-補-022、024）により説明予定。
3/19	25	許可整合及び技術基準適合	審査会合用 PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・軽油貯蔵タンクについては、必要な容量の考え方についても津波襲来時の給油の方法や給油対象設備（津波襲来後に必要な設備含む）を補足説明資料により説明すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・軽油貯蔵タンクについては補足説明資料（設1-補-023）により説明予定。
3/19	26	許可整合及び技術基準適合	審査会合用 PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P27、28で電気設備の仕様として、無停電電源装置と軽油タンクの説明があるが、なぜこの2つの設備の説明なのか、容量の妥当性・正当性も含め添付15、16の充実化が必要と考えられる。まずは補足説明資料により説明し、設工認申請書については充実化を図る検討を実施すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・予備電源については補足説明資料（設1-補-025）により説明予定。
3/19	27	許可整合及び技術基準適合	審査会合用 PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P29の記載については、許可整合と技術基準との整合について分かりやすく整理して記載する必要がある。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済
3/19	28	その他	審査会合用 PPT	○「類型化」について ・P16-18の記載方針②説明の合理化で記載している「類型化」については、委員会ペーパーで記載している「類型化」と意味合いが異なる。（委員会ペーパーでは耐震Sクラスの施設に対して使用している。）従って、耐震以外の部分では類型化とは違う用語で記載すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済
3/19	29	その他	審査会合用 PPT	○工事の方法について ・JNFLでは設備毎に工事の方法を区別した記載としておらず、全ての設備について一括して記載している。記載箇所と記載方法について検討すること。設備毎に記載するのであれば、なぜ設備毎に記載する必要があるのか等考え方を説明すること。	審査会合資料を修正し、3/23審査会合で説明済み。	対応済 ・工事の方法については補足説明資料（設1-補-011）により説明予定。
3/19	30	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料については、説明する内容について項目毎の関係性も考慮して、資料の作成及び説明を効率的に実施できるように調整すること。	補足説明資料を実施する項目を再度抽出し、関連性のあるものを統合して補足説明を行うようスケジュール管理表を修正した（今後も適宜修正する）。	対応済 ・4/9提出分から対応
3/19	31	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料の改訂等を考えて、項目毎に資料番号を附番すること。	補足説明事項の再抽出及び関連項目の統合の実施の際に再附番した（今後も適宜修正する）。	対応済 ・5/6提出分から対応
3/19	32	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料の提出は、できたものから順次提出すること。	補足説明資料の提出は、できたものから順次提出する（今後も継続実施する）。	対応済 ・スケジュール管理とともに今後も継続する。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/19	33	網羅性	補足説明資料	○設備の抽出に関する補足説明資料の提出 ・設備リストについては、JNFLにどのようなコメントを受けて修正しているか等も適宜情報を得ること。また、設備リストの作成に当たっては、網羅性と設備の抽出、基本設計方針に加え、仕様としての程度の記載が必要か等十分検討しないと手戻りが発生する。系統の色塗りも踏まえ、適切な記載となるよう検討・調整すること。	JNFLのヒアリング情報を入手し確認する運用とした。(実施中) ・網羅的な設備の抽出について設1-補-002で説明した (NO. 8にて対応)	対応済 ・ 今後はNO. 8に含め対応する。
3/23審査会合におけるコメント						
3/23	34	スケジュール管理	—	○スケジュール管理について ・ 設工認変更申請の時期が当初の予定よりも遅れている。次回申請ではスケジュール管理をしっかり実施して欲しい。 ・ スケジュールが守れないことに対してどこを改善すれば守れるかの具体的な改善策を立てて実行すること。 ・ 審査の早期化の要望を役員から受けたが、それに対して申請が遅れたことについて役員からの説明が無いのは不誠実。次回はスケジュールどおりにすすめること。	No. 1にて対応	対応済 ・ 毎日の確認会を開始 (継続実施中)。 ・ 体制強化は、親会社を含め対応。
3/23	35	網羅性	申請書	○対象設備抽出について ・ 代替計測、可搬型測定器等の津波対応機器についても設備抽出の全体像として添付書類3の表3-1に記載するべき。 ・ 設備抽出に漏れない事については、補足説明資料で説明すること。 ・ 金属キャスク、貯蔵架台について、基準適合性の表3-1の記号の記載が適切ではなかった。考え方等について改めて補足説明資料で説明すること。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
3/23	36	スケジュール管理&体制	申請書	○申請書のチェック体制について ・ 分割1回目の申請書で、一般産業用工業品の交換、更新について基本方針を記載する必要があったが、記載が漏れている。申請書の記載チェック、判断ができるような体制を構築すること。	・ 今後は作成資料内容の確認を関係者で毎日実施する。(実施中)	対応済 ・ 毎日の確認会を開始 (継続実施中)。
3/23	37	QMS	申請書	○品質管理の実践について ・ 保安規定 (建設段階) の認可が昨年9月であったが、分割1回目の設工認変更申請時には保安規定の施行が実施されておらず、保安規定に沿ったQMSが実施されていることが確認できなかった。 (2020年4月に施行された品管規則の要求を満足している事の確認もできていない。) ・ 保安規定の施行が下部マニュアルの制定の有無に影響するのは理由になっておらず、9月に認可されているのに翌年の4月に施行すること自体認識が甘い。	今後は法令改正に対し、適切に品質管理体制がとれるようマニュアル等の改訂後に設工認申請する。	対応済 ・ 保安委員会にて適切に実施していることを確認する。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2 面談におけるコメント						
4/2	38	スケジュール管理&体制	—	○スケジュール管理及びチェック体制について ・3/23の審査会合で次の事項について、分割1回目の申請を2月中に実施するというスケジュールが守れなかった点について具体的な改善策を立て実施すること、また、必要な要員を配置することを要求した。現状の改善状況及び今後のスケジュールを説明して欲しい。	・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。	対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。 ・体制強化は、親会社を含め対応。
4/2	39	スケジュール管理&体制	—	○スケジュール管理及びチェック体制について ・今回の資料を確認すると、審査会合等で指摘したことに対する対応について、資料が伴っておらず、全体的にRFSの認識が甘い。規制側の要求事項を本当に理解していないのではないかとわが言を言えない。規制側の要求事項について指導して欲しいのならばもう一度取上げて行政面談で指導することも考えられるが、現実的には、設工認申請書に対して記載事項の充実化を含めヒアリングでコメントする。体制については、経営陣で再考して頂きたい。	・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。	対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。 ・体制強化は、親会社を含め対応。
4/2	40	スケジュール管理&体制	—	○スケジュール管理及びチェック体制について ・今後の申請スケジュールについても適切に対応し、今後追加する添付書類についてのスケジュールも提出すること。	補足説明資料を実施する項目を再度抽出し、関連性のあるものを統合して補足説明を行うようスケジュール管理表を修正した（今後も適宜修正する）。	対応済 ・4/9提出分から対応
4/2	41	スケジュール管理&体制	—	○資料作成及びスケジュール管理について ・ヒアリングの説明については、何を説明したいのかを明確にしてから実施することを要求していた。形式的な資料は不要、本質的に説明したい事項・内容を整理し、ヒアリング資料とすること。また、資料の関係性を踏まえ、説明内容毎に1回のヒアリングで説明できるように計画すること。	資料作成及びスケジュール管理については、資料も関連性も含め、説明内容について十分に精査してから提出するよう、社内の確認会議等で確認を行うこととした。	対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。
4/2	42	その他	—	○コメントリストについて ・規制側のコメントの内容の理解と対応状況の確認のため、常備資料としてコメントパンチリストを提出し、適切にコメント対応を管理すること。なお、コメントの趣旨と回答が整合していないと、後で大きな問題となる可能性がある。	コメント管理表をヒアリング資料として提出し、認識を共有する（今後も継続して実施する）。	対応済 ・コメントリスト提出は今後も継続する。
4/2	43	網羅性	補足説明資料	○網羅性について ・設備抽出の考え方みでの資料となっているが、抽出結果も含めた資料でないと確認ができない。説明すべき事項の繋がりを考えて資料組み立てを行い改めて資料提出すること。	No. 7にて対応（説明事項全般に水平展開）	No. 7にて対応
4/2	44	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・基本設計方針で記載してあることの添付資料が無いものがある。添付がないなら、申請書の内容は全て補足説明資料で説明が必要。	・補足説明資料について、基本設計方針で記載してあることの添付資料が無いものについて、補足説明資料で説明する。 ・ヒアリング結果を踏まえ、他に不足している内容があれば補足説明する。	5/21に5/28ヒアリング資料として提出。 (設1-補-008, 009 → 設1-補-003-01, 02に再附番) (補正申請書に反映)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2	45	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・基本設計方針については、分割申請の中で記載する項目の議論は有るが、共通事項については行政面談でRFS自ら分割1回目に記載すると判断したものと理解しているので、補足説明資料で考え方や内容について説明すべき。	No. 44にて対応	No. 44にて対応
4/2	46	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・耐震や地盤についても、耐震Cクラスとしての説明は必要である。また、分割2回目の申請書の記載内容との差分についても考え方、具体的な記載内容について説明が必要。	耐震や地盤に関する、耐震Cクラスとしての説明を実施する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-013 → 設1-補-009-01に再附番) (補正申請書に反映)
4/2	47	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・耐震計算のパラメータ設定の考え方も説明して欲しい。	耐震計算のパラメータ設定の考え方を補足説明する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-013 → 設1-補-009-01に再附番) (補正申請書に反映)
4/2	48	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・津波について、事業許可との関係についての記載が無いので、補足説明資料により説明した上で、補正申請等の対応が必要。	・事業許可と設工認の関係について、事業許可(まとめ資料)をベースに補足説明資料で説明を行う。 ・説明内容は、設工認(添付資料)に追記する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-012、015 → 設1-補-008、010に再附番) (補正申請書に反映)
4/2	49	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・設工認申請書としては、そもそも添付資料が不足している。従って、補足説明資料としても足りない。 また、補足説明資料の内容も薄い。今後、補足説明資料で設工認の申請事項(何を記載して、何を記載しないか、記載しない事項を補足説明資料で説明する等)の整合を図ること。	No. 44にて対応	No. 44にて対応
4/2	50	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について(設備抽出について) ・設工認対象設備から外した設備、今回追加した設備の考え方を説明すること。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/2	51	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について(設備抽出について) ・設備抽出時に何の説明を実施するのかの要求事項を明確にしてから作成、検討を行うこと。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/2	52	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について(設備抽出について) ・自明と考えていることでも、記載を省略せず説明すること。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/2	53	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について(設備抽出について) ・許可整合と技術基準整合の考え方を整理すること。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/2	54	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について(設備抽出について) ・審査としては備蓄センターの設備を網羅的に示す必要は無く、設工認対象設備を網羅的に抽出されていることを示すことが必要。このため、(設備リストに設工認対象ではない機器・設備の記載は必ずしも必要ではない)。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/2	55	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について(設備抽出について) ・添付書類3の表3-1における、各設備に付記した記号の考え方を、補足説明資料で説明すること。	No. 7にて対応	No. 7にて対応

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2	56	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・新設設備の抽出の考え方や具体的なエビデンスを規制庁側で判断できるように揃えること。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/2	57	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・一般産業用工業品についても、表3-1に記載し、補足説明すること。	・表3-1に一般産業用工業品の欄を設ける。  ・安全機能の補足説明資料に一般産業用工業品の記載を行う。	対応済 ・5/14ヒアリングで補足説明。 (設1-補-002) (補正申請書に反映) ・5/21ヒアリングで補足説明。 (設1-補-019 → 設1-補-013-02に再附番) 一般産業用工業品の記載は設1-補-002の表3-1の見直し時に反映
4/2	58	QMS	申請書 添付資料-2	○QMS説明書 ・QMSの説明書P63 添付-2 3.の「ただし、規制側との交渉で記載することになった設備、機器は記載するものとする。」の記載を見直すこと。	QMS説明書の当該部のただし書きの記載を削除する。	補正申請にて対応。
4/2	59	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について ・設工認の本文記載として何を記載するかを整理し、変更事項として何を記載するかを整理し、その上で、設備抽出と合わせて説明すること。	申請書本文記載事項の考え方について補足説明した。他のコメントも合わせ改訂版を提出する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003) (補正申請書に反映)
4/2	60	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について ・添付書類3の添付で次回申請分について、目次に「次回申請」を明記すること。	添付書類3に添付の目次がないことから、目次を作成し、次回申請分には「次回申請」を明記する。 また、目次と書類内の「次回申請」の連関がわかるような記載となっているか再確認し、関連がわからない部分があれば記載を修正する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003) (補正申請書に反映)
4/2	61	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・代替計測のワーディングの意味合いを資料に追記又は修正するなどして説明すること。	資料中の代替設備とは、代替計測に使用する計測設備のこと。今後、似たような言葉を使い分ける場合は、違いが分かるように追記等を行う。	対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-020 → 設1-補-002-02に再附番)
4/2	62	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・マスキングの考え方について、JNFLの議論を確認し、具体的なマスキング箇所の例を含め説明すること。	補足説明資料（非公開情報）について、具体的なマスキング箇所の例示を説明する。	対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-005設 → 設1-補-003-03に再附番)
4/2	63	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・今回のヒアリングのコメントを踏まえ、スケジュールの変更及び提出資料についても変更が発生した。ヒアリング日程の調整も必要なので、早めに連絡すること。	ヒアリングのコメントにて説明スケジュールや提出資料の修正が生じる場合には、ヒアリング日程の変更について社内確認が取れ次第早めに連絡する。	対応済 ・今後も適宜対応する。



実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2	64	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・スケジュールありきではなく、資料作成を確実に実施して欲しい。	No. 41で対応	対応済 ・毎日の確認会を開始（継続実施中）。
4/12面談におけるコメント						
4/12	65	網羅性	補足説明資料	○網羅的な抽出、申請書の記載事項 ・対象設備の抽出については、対象設備とは何かの考え方、申請書の記載事項（要目表、基本設計方針）をセットで説明して欲しい。	対象設備の抽出については、対象設備とは何かの考え方、申請書の記載事項（要目表、基本設計方針）をセットで補足説明する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) (設1-補-003)
4/12	66	網羅性	補足説明資料	○設工認の記載及び補足説明すべき項目 ・JNFLが週末に提出する予定の共通06、07の資料で、上記の考え方を整理して提出する予定なので、情報収集してRFSの資料に反映すること。	JNFLの資料を参考に設工認で記載すべき事項の説明資料及び補足説明すべき事項の抽出を行う。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003) (設1-補-004)
4/12	67	網羅性	補足説明資料	○網羅的な抽出 ・要求事項については、基本設計方針も含めて整理し、設1-補-005についてはエビデンスで説明すること。常備資料ではなく公開資料として代表例でも良いので補足説明資料に記載して説明すること。 ・設工認対象設備の抽出については、技術基準の適合性も含め、網羅的に適切に抽出されていることを説明すること。代替計測のみを説明しても網羅的に抽出したことは分からない。	No. 7にて対応	No. 7にて対応
4/12	68	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載 ・基本設計方針の前後比較（設1-補-006）については、2. 2 (1)～(8)と取り纏めた表の関連性が理解できる様に整理すること。また、記載の適正化の書き方はJNFLの記載と整合させること。	基本設計方針の記載方法については、JNFLの記載を確認の上、変更前後記載方針と比較表の関連性が理解できる形に再整理して説明する。	対応済 5/21ヒアリングで補足説明資料を説明。 (設1-補-006 → 設1-補-003-01に再附番) (補正申請書に反映)
4/12	69	工事の方法	申請書	○工事の方法 ・工事の方法については、標準化だけではなく、現状がどんな状態（ステータス）かも含め、補足説明資料で説明すること。なお、金属キャスクと金属キャスク以外で工事の方法をかき分ける事の方を補足説明資料で説明すること。（JNFLの濃縮工程側の資料が参考になる。）	工事の方法について、現状がどんな状態（ステータス）かも含め、補足説明資料で説明する。なお、金属キャスクと金属キャスク以外で工事の方法をかき分ける事の方を補足説明資料で説明する。	補足説明資料作成中。 (設1-補-011 → 設1-補-007に再附番)
4/12	70	QMS	申請書	○QMSの補足説明 ・QMSについては、補足説明資料として添付だけでなく本文のQMSについても記載すること。また、建設段階の保安規定の施行（2021年4月1日）については、補正申請で本文のQMSに保安規定に沿っていることが記載されていれば良いが、添付資料では保安規定施行の前後で、QMSマニュアルに基づく対応状況に違いがあると考えられるので、この違いについても補足説明資料で説明すること。	No. 11にて対応	No. 11にて対応

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/12	71	補足説明資料	補足説明資料	○添付資料の補足説明 ・添付書類の補足説明は、現在提出予定のラインナップ資料では足りていない。基本的安全機能、例えば臨界防止の添付が無い。また、許可整合については、津波のみとなっている。（津波の対応だけではないはず。）	添付書類の補足説明事項について再整理する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-004)
4/12	72	補足説明資料	ロジックペーパー	○ロジックペーパー ・ロジックペーパーについては、そもそも説明ロジックと設計（全体的な構成）ロジックがある。設計ロジックとしては本来、基準要求に対して何をどこに記載する等の考え方を説明したもので、その日のヒアリング内容とは別に説明資料の全体的な考え方を示すものが必要。	設計ロジックとして、要求事項を踏まえ対象設備の抽出及び設工認申請書への記載、添付書類、補足説明資料の必要項目の整理に対する考え方を整理し説明する。また、その日のヒアリング内容の説明についても行うこととする。	対応済 5/14ヒアリング資料から <b>反映済</b> 。
5/14ヒアリングにおけるコメント						
5/14	73	3/12のヒアリングコメント追加	申請書	○主要設備リスト ・申請書の主要設備リストについて、構成がJNFLとは建付けが異なっており、JNFLを参考に主要設備リストを再整理すること。	JNFLを参考に主要設備リストを再整理することについて、重複を含め修正する。	検討中。
5/14	74	3/12のヒアリングコメント追加	申請書	○要目表について ・要目表について、全体的な記載方針について分割2回目の申請内容を含め抜けが無いようにするため、1回目の申請の審査の中で要目表の記載方針（何をどの様に記載するか）を網羅的に確認すること。	1回目の申請の審査の中で要目表の記載方針（何をどの様に記載するか）を整理して、補足説明資料により説明する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003)
5/14	75	3/12のヒアリングコメント追加	申請書	○工事の方法について ・工事の方法が電気設備のみに記載されている。この記載だと全ての設備に対し工事の方法の記載が必要になってしまうので、建付けを修正すること。	・工事の方法の記載について、共通的に記載できるよう記載場所の見直しを行い、補足説明資料により説明する。 ・工事の方法の詳細な記載についてはNo. 69にて対応。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003)
5/14	76	3/12のヒアリングコメント追加	申請書	○竜巻に対する電源車以外の固縛について ・添付7-2-4について、固縛対象については電源車のみなのか。他に固縛が必要な対象の有無について説明すること。	・飛散防止措置として固縛の方法をとる設工認対象については電源車のみで、コンテナ等の固縛については運用にて対応していく旨を許可等の説明を含め補足説明書で説明する。	補足説明資料作成中。 (設1-補-017 → 設1-補-011-02に再附番) (補正申請書に反映)
5/14	77	3/12のヒアリングコメント追加	申請書	○機器配置図について ・添付18の図面 添付18-1-5 受変電施設機器設備と同様に電気品室の機器配置図の拡大図を追加すべき。	・添付18の図面 添付18-1-5 受変電施設機器設備と同様に電気品室の機器配置図の拡大図について、追加することで準備し、考え方も含め補足説明する。	補足説明資料作成中。 (設1-補-026 → 設1-補-014に再附番) (補正申請書に反映)
5/14	78	3/12のヒアリングコメント追加	申請書	○電源車のタンク容量の検査について ・別添Ⅱの電源車について、タンク250Lの容量確認の検査について、判定基準、検査方法を検討すること。	・別添Ⅱの電源車について、タンク250Lの容量確認の検査について、判定基準、検査方法を検討し補足説明する。	5/26に6/2ヒアリング資料として提出。 (設1-補-022 → 設1-補-013-03に再附番) (補正申請書に反映)
5/14	79	4/2のヒアリングコメント追加	申請書	○基本設計方針記載事項の添付書類での説明 ・別添Ⅰ 1.2.1（使用済燃料貯蔵設備本体の個別事項の基本設計方針）等に説明事項の記載が無い。 ・次回申請書の全体の申請内容がどのようなものか、次回申請書で良いという理由が分かるように記載すること。	・基本設計方針等の添付における説明を整理し、補足説明する。 ・次回申請書の全体の申請内容がどのようなものか、次回申請書で良いという理由が分かるように修正し補足説明する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/14	80	4/2のヒアリングコメント追加	補足説明資料	○ロジックペーパーについて ・ロジックペーパーについて、全体の説明ロジックを整理すること。	・ロジックペーパーについて、要求事項を明確にして整理を実施し、全体の説明ロジックを作成し補足説明を行う。	5/21に5/28ヒアリング資料提出で反映。
5/14	81	4/12のヒアリングコメント追加	体制	○体制について ・今後の体制の見直し等について、RFSとしての対応方針とサポート内容について説明すること。	・4/12の審査会合で経営層から回答済。 ・4/12の審査会合後の面談でも同様に回答済。	対応済
5/14	82	4/12のヒアリングコメント追加	補足説明資料	○網羅的な設備の抽出について ・設1-補-005について、4. の抽出方法の内容が5. の視点で整理されていないので、漏れが無いかの判断ができない。4 (4)、(5)の対応内容について各機能の状況で説明すること。(具体的には設備リストの妥当性を判断したい。)	4. 抽出方法の内容を見直しを実施する。 また、4.1(4)、(5)の記載を見直す修正を実施する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002)
5/14	83	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-001について ・JNFLの審査会合で議論していたもので少し異なる記載となっている箇所がある。手順の考え方のフローと補足説明資料の関係性を再整理して説明すること。 (設1-補-003、004は4. 6のみに関係する記載になっているが、実際には4. 4にも関係している。それは、「3. 設計の対象設備」で記載している「実用炉工認手続きガイドに準じた構築物や機器を単位とする。」についてRFS側でどうするかという議論が設1-補-003で実施されているはずなので、単に申請書の記載だけではなく、入口の土俵を合わせるという意識を持って説明資料を作成すること。)	表現の見直し含めて補足説明資料に反映する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-001)
5/14	84	補足説明資料	ロジックペーパー	○ロジックペーパー ・今後ロジックペーパーに相談事項や進捗に配慮する内容も盛り込んで当日のヒアリングについて認識を共有できるようにすること。	今後、ロジックペーパー作成時に、左記の内容を盛り込むよう、対応する。	対応済 5/14ヒアリング資料から反映済み。
5/14	85	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・4.1.(4)の設工認対象設備以外の設備の考え方について、再整理すること。除外する考え方については、具体的な例を挙げて説明すること。	4.1(4)の記載について設工認対象設備と設工認対象外の設備の記載として、見直しを行う。また、設工認対象外の設備の例示する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002)
5/14	86	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・表3-1の縦軸の設備は要目表の記載単位とし、グループ3や自主設備についても考慮して修正すること。	表3-1の縦軸の設備について要目表の記載の単位に改める。 また、グループ③や自主設備についても同様な記載とし、区別できるような記載を検討する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002)
5/14	87	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・全体像の説明と手続きを分けて考えること。JNFLは基本設計方針と要目表の記載を整理している。全体像の説明としては現状の表3-1で問題ないが、対象設備を網羅的に抽出するという点から考えると不足があると考えられる。	JNFLの整理の方法を参考に記載を整理し、補足説明資料に反映する。 設工認対象設備として網羅的に抽出していることを理解できるように資料を整理し、補足説明資料に反映する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-002) (設1-補-003)
5/14	88	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-001~003について ・現状設1-補-001,002,003に散りばめられている内容について、社内整理をして説明すること。その場合は、ロジックペーパーで資料間の関係性や流れも分かるように説明すること。	情報の受け渡し(本文/フロー図)の表現を丁寧に直し、補足説明資料に反映する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-001)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/14	89	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・別冊2と別冊4の考え方のリンクが取れていないが、どのように考えているか。（要目表の欄は○とかがではなく、◎とかが記載されるのではないか）	別冊2の様式を変更し、別冊4で示している関係性を表している記号(◎、○1、○2等)を記載し、資料の関係が分かるようにする。	補足説明資料作成中。 (設1-補-002)
5/14	90	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・別冊2についてP2-16の火災感知設備は既設が○になっているが、2-18では×となっており異なっている。記載内容を見直し、各条文の整理に違いがある場合はなぜ違うのかを説明すること。	・記載の誤記を修正する。 ・見直し後、条文作成担当者以外の設備担当者による確認を行う。	補足説明資料作成中。 (設1-補-002)
5/14	91	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・添付書類6（津波）でも整合がとれていない部分があるので、確認をすること。（設備名に評価を記載している。）もし異なる記載になるなら、その考え方についても説明をすること。	様式2（第8条津波による損傷の防止）の「設備等」の欄には評価対象となる設備名を記載する。	補足説明資料修正中。 (設1-補-002)
5/14	92	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・002については議論があるが、検査対象となるかそうでないかについても表3-1がきちんとできていないと揉める原因になるので、検査の対象を考える上できちんと整理して欲しい。	様式2、表3-1で記載した設備は、検査対象になることを意識し、資料の作成を行う。	補足説明資料修正中。 (設1-補-002)
5/14	93	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・別冊2と002の整合で、別冊2-2-5の一項でs、b、cをリストアップしているが、キャスク、架台とそのほかの一部しか抽出されていない。抽出の一覧との整合ももう一度確認して欲しい。	抽出の一覧（第3-1表）と補足説明資料別冊-2（設備リスト）について確認し、必要に応じて資料の修正又は説明を行う。	補足説明資料修正中。 (設1-補-002)
5/14	94	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・第7条2項について、基本的安全機能を損なうおそれがないことなので、グループ①と波及的影響を考慮するものが抽出されると思うが、7条1項と同じ抽出となっているのはなぜか。説明のこと。	波及的影響のおそれのある設備の抽出の一覧（第3-1表）への記載について資料作成（質問回答用）の上説明を行う。	補足説明資料修正中。 (設1-補-002)
5/14	95	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・第8条はよくわからない抽出になっている、第9条についても、代替計測、竜巻の防護設備等が抽出されるのではと思うが、考え方を教えて欲しい。状況が異なるのであれば、電力の整理とは別の考え方でよいが、異なる対応で抽出することを説明すべきである。	様式2（第9条外部からの衝撃による損傷の防止）の「設備等」の欄には評価対象となる設備名を記載する。（コメントNo.91と同様）	補足説明資料修正中。 (設1-補-002)
5/14	96	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002について ・本来、設備抽出なので、設備抽出として記載すべき設備が抽出されていないと考えている。別冊4が全体を見渡せないで、設備一覧表の中で設備抽出の考え方が分かるように記載すること。	別冊4の冒頭に設備抽出の全体が分かるように各条文の該当する設備を記載した資料を追加する。	補足説明資料修正中。 (設1-補-002)
5/14	97	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003について ・設1-補-002でコメントしたが、何を設工認で記載するかは対象設備、要目表の記載の考え方が整理されていないと、「必要に応じ」等でいたるところで逃げているところの考え方を整理できな。改めて、整理してから、工事の方法についても整理して説明して頂きたい。	設1-補-003に 設1-補-002, 004の内容を反映する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/14	98	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003について ・PI 3. 1 (2) で工事の方法は個別施設で記載するとある、一方で標準化をしているがどう考えるのか。工事の方法については別途資料で説明して欲しい。	工事の方法の記載箇所の考え方を記載する。詳細については工事の方法の標準化で説明。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003)
5/14	99	補足説明資料	ロジックペーパー	○ロジックペーパーについて ・ロジックペーパーに今後どうするという旨の記載がない。別途説明が必要なものについては、いつまでに整理するかも当該ペーパーに記載すること。	次回以降の資料説明で完結するものについては、その旨と、説明時期の見通しをロジックペーパーに記載する。また、説明内容、資料作成方法について相談したい事項がある場合には、相談事項も記載する。	対応済 5/21ヒアリング資料から反映済み。
5/14	100	設工認申請書作成要領	設工認申請書作成要領	○補足説明資料 設1-補-003についてと作成要領について ・設1-補-003の修正を踏まえて設工認申請書作成要領に反映すること。	基本的な考え方のヒアリングが済み次第、申請書作成要領に反映予定。	作成要領への反映準備中。
5/14	101	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・補足説明した上で最終的には添付資料として添付するので、003の中に記載してほしい。一方で、早く補足説明して補正の内容を固めたいということなので、補正の内容と補足説明の考え方は同時並行で進めること。	補足説明資料の抽出の考え方を反映する。 最終的に抽出した結果を設1-補-003へ取り込む。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-003, 004)
5/14	102	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・追加添付が必要な事項の抽出について、列記しているだけで網羅的な抽出の考え方がわかりにくい。補足説明資料の抽出は、第1回申請のもので書いてあるが、JNFLでは補足説明資料についても、説明の重複を避けるため、分割申請の全体像を1回目に示している。補足説明資料の抽出を実施すること。	抽出の網羅性を反映し、全体像の表現を修正する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-004)
5/14	103	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・共通項目は2回も見据えて一貫通貫で第1回にて説明する必要がある。個別は説明範囲が違うので、第1回の経験を踏まえて第2回の準備をする。	全体に渡る補足説明事項の抽出の考え方の表現を見直す。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-004)
5/14	104	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・言われたからより詳細に説明することはいいが、002の中で体系的に整理されるということ。ばらつくので、コメントを受けたものは、関係する補足説明資料に別紙等で突っ込んでいくということではないのか。	コメントが出たものについては、体系的に整理して資料を修正する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-004)
5/14	105	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・今の指摘はあくまで例示であり、(これだけを指摘しているのではない。) 申請書の構成全体を見て、補足説明が必要なものを検討してほしい。	No. 104にて対応。	No. 104にて対応。
5/14	106	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・基本設計方針の前後の記載の考え方については、まずは基本設計方針全体の考え方が003にあった上で、003は変更後の方が記載のメインなので、それに対する変更前の記載の考え方が、この006の資料の意味合いだと思うので、それぞれに対してどうなっているのかがわかる構成や資料名となるよう、改めてサーベイして欲しい。下の方にある補足説明資料の項目についても見直してほしい。	説明の要点である変更前の記載方法を考慮した補足説明資料名、項目及び説明概要の記載を修正する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 (設1-補-004)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/14	107	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・003の資料でP8だが、今回申請範囲外で次回という記載だと、なぜ今回申請範囲外かがしっかり書いていないと理解できない。これは、補足説明資料の記載でも同じことなので、理由がわかるように配慮していただきたい。	今回申請範囲外かが理解できるような記載に修正する。	補足説明資料修正中。 (設1-補-004)
5/14	108	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・補足説明資料にはQ&A対応として説明するものだが、コメントされたものを補足説明資料で、小出しにするのではなく、全体として体系的に纏めて資料にしておくことでこちらとしても審査の時に見やすい。質問を受けたところだけ答えればよいというように見えてしまうから、あえてコメントしている。	No. 104にて対応。	No. 104にて対応。
5/14	109	補足説明資料	補足説明資料	○スケジュール管理表 ・スケジュール管理表で、代替計測がなぜこの位置にあるのか？設備の抽出と一体で説明するべきではないか。	代替計測の補足説明資料を「設備の抽出について」(設1-補-002)の一部に位置付ける。	5/21に5/28ヒアリング資料としてスケジュール管理表の改訂版提出。
5/14	110	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・添付書類と補足でどのように記載するか整理が必要。	発電炉の別表第二との比較による添付書類と補足説明資料の説明については、発電炉の状況を確認し、再度整理をして説明を行う。	補足説明資料修正中。 (設1-補-003)
5/14	111	補足説明資料	補足説明資料	○コメント対応全般 ・審査会合等での指摘は、あくまで例示なので、それを意識した上で体系的に説明事項を整理していただきたい。	No. 104にて対応。	No. 104にて対応。
5/14	112	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・1回目の基本設計方針で説明しなくてはいけないものが、2回目の申請となっている。 例えば、004の3頁以降の表で、9頁のNo. 11は基本設計方針に関連して説明が必要ということで、補足説明資料が必要	補足説明資料を作成し説明する。 説明内容を反映し、補正申請する。	5/21に5/28ヒアリング資料として提出。 (設1-補-005) (補正申請書に反映)
5/14	113	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004について ・資料上は、実用炉では補足説明しているが補足説明しない。と読めてしまう。認識が合うように、添付書類ではここまで書く、補足説明ではこれを説明する、というように添付書類で書くレベルまで比較表に記載すること。	No. 110にて対応	No. 110にて対応
5/14	114	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004 (別表第二比較表) について ・添付資料で記載するので補足説明は不要ということまで書かないと理解できない。	No. 110にて対応	No. 110にて対応
5/14	115	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004 (別表第二比較表) について ・004-N0.3 (工場又は事業所の概要を明示した地形図) : 理由のところで条件を付けているが、既認可通りで引用しているものでも、今回の審査に必要なものは項目出しすることが必要である。(今回の津波の審査で必要)	・本設計及び工事計画では既工事計画の地形に変更はないが、津波の審査で浸水範囲を確認する観点から必要となることから、地形図を添付する。	補足説明資料修正中。 (設1-補-003)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/14	116	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.15（設備別記載事項の設定値根拠に関する説明書）：設定根拠の説明について、申請1回目の補足説明なしとしているが、No.15以外でいくつか補足説明を必要としているものがあり、それぞれどのような考え方でこのようになったのか考え方を説明のこと。	申請済みの添付書類について、補正を行う必要が明確な場合は1回目（補正）と記載している。1回目申請の添付16-1電気設備の設定根拠に関しては、現時点で補正の有無が明確ではないことから、（補正）とは記載していない。明確となった時点で（補正）と記載する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	117	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.18（安全設備の健全性に関する説明書）：申請1回目のみとなっているが、1回目だけで2回目の設備も網羅できるのか説明すること。	添付9 安全機能に関する説明書は、使用済燃料貯蔵施設全体を対象として分割2回目の申請設備を含めて説明している。施設全体を対象としていることが分かる様に記載する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	118	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.29（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設：耐震性に関する説明書）：申請1回目のみとなっているが、2回目にSクラスの申請があるので誤記なのではないか。修正すること。	2回目にSクラス申請があることから、申請回に2回目を追記する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	119	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.36（重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内での燃料体の破損の防止）：燃料体又は重量物の落下による影響で、使用済燃料貯蔵槽がないことから対象外としているが、搬送設備としてキャスクの吊り上げの観点で対象とすべきではないか。考え方を再検討すること。	本施設は使用済燃料貯蔵槽を設けないが、金属キャスクの搬送・受入時の落下防止の観点から、申請回に2回目を追記する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	120	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.39（使用済燃料運搬容器の遮蔽及び除熱についての計算書）：基本方針にかかわる内容であり、2回目のみで良いのか。基本設計方針の考え方を整理して回答すること。	004-No.37の説明書は1回目と2回目で添付するが、計算書は設備が具体的になる2回目で添付する予定であり、1回目の添付は計画していない。	先行電力の考え方を確認中。
5/14	121	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.51（中央制御室の機能に関する説明書）：添付12を追加となっているが、申請回が「-」になっている。これは2回目の申請で記載すると思うので、検討すること。	申請回に2回目を追記する。発電炉における記載を確認し、補足説明資料の必要性を検討する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	122	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.60（放射性廃棄物の漏えいの拡大防止）：漏えい拡大防止については、廃棄物貯蔵室だけではなく、除染の必要がないよう施設全体で対応するようこれまでもコメントしている。考え方を補足説明資料の中で説明すること。	漏えい拡大防止の考え方を補足説明資料として作成する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	123	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.77（非常用電源設備：耐震性に関する説明書）：添付5の補足説明資料が不要かどうかについて検討すること。	耐震Cクラス設備の耐震・地盤に対する説明として、補足説明資料 設1-補-013を添付する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	124	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-N0.83（常用電源設備の健全性に関する説明書と構造図）：添付15の補足説明資料が不要かどうかについて検討すること。	発電炉における記載を確認し、補足説明資料の必要性を検討する。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/14	125	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-No. 90、NO. 91（火災防止設備の強度に関する説明書と構造図）：耐震cだからという理由の整理では不十分なので、設置する消防用設備の構造を踏まえ、構造図の添付が不要か整理すること。	消防用設備の構造を踏まえ、構造図添付の要否、理由を再検討し、設1-補-004（別表第二比較表）の内容を見直す。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	126	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-004（別表第二比較表）について ・004-No. 102（設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書）：QMSの説明が1回目だけでよいのか検討すること。	QMS説明書の提出は1回目申請のみで考えている。 しかし、QMSの計画及び実績を記載する様式-1及び様式-9は、2回目申請設備が必要なため2回目の申請においても申請することで考えている。	補足説明資料修正中。 （設1-補-003）
5/14	127	申請書	補足説明資料	○配置図の考え方 全体：配置図の添付の考え方について整理し、説明すること。	No. 13で対応 図面類の添付の仕方について、改めて整理し、説明する。	補足説明資料作成中。 （設1-補-026 → 設1-補-014に再附番） （補正申請書に反映）
5/14	128	申請書	補足説明資料	○補足説明資料全般 ・全体として、添付書類の扱いの程度と、それに対する補足説明資料について、十分表現できていない部分と考え方がずれている部分があった。もう一度整理して議論できればと思うことから説明のこと。	添付書類の扱いの程度と、それに対する補足説明資料の詳しい説明と考え方は、設1-補-003で記載する。	5/21に5/28ヒアリング資料として改訂版提出。 （設1-補-003）
5/21ヒアリングにおけるコメント（補足説明資料の資料番号は再附番後の番号で記載）						
5/21	129	QMS	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-006について ・これまでにQMSがどのような文書体系でどうやっていたのか、今回どのような資料を作成してどう変えた、という説明を、CAPの話も含めてすること。	QMSがどのような文書体系でどうやっていたのか、今回どのような資料を作成してどう変えた、という説明を、CAPの話も含めて補足説明資料を作成する。	検討中。
5/21	130	QMS	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-006について ・添付資料3について。品管規則のすべての条文が設工認に関係するので、すべての条文について比較表を作成すること。	全条文についての比較表に修正する。	検討中。
5/21	131	QMS	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-006（QMS）について ・添付資料5-2のP. 1の「概要」の記載について。KK同様に、保安規定に基づいて記載する旨を記載すること。	添付資料5-2のp. 1の「概要」の記載について、KK同様に、保安規定に基づいて記載する旨を記載する。	検討中。
5/21	132	QMS	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-006（QMS）について ・添付資料5-2のP. 3の2(4)の記載について。KKのなお書きに相当する部分を（建設当時のQMS体制の変遷を記載した資料は不要としたとあるが、許可の時点からQMSを運用しており、この間のQMSがどうで、どう対応したのかを）、RFSでも書く必要があるのではないか。	建設段階のため記載不要と思っていたが、コメント趣旨に沿って記載する。	検討中。
5/21	133	QMS	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-006（QMS）について ・添付資料5-2のP. 53の添付1について。品管規則施行前の工事や使用前検査について、QMSが現行と比較して整合するのか、を認識して対応をお願いする。	品管規則施行前についてもどうなっていたかが分かる資料に修正する。	検討中。



実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/21	134	マスキング	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-03 (マスキング) について ・ 柏崎の保安規定の記載がマスキング対象となっているが、他社が開示している情報であれば、マスキング対象にはならない (JNFLの資料についても、当初は他社情報をマスキング対象としていたが、現在はそうではない)	他社が開示している範囲について、マスキング対象範囲から除外する。	検討中。
5/21	135	マスキング	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-03 (マスキング) について ・ 具体的な非開示情報の例について。項目名自体がマスキング対象となっているが、JNFLでは対象となっていない。メーカーも含めて、対象範囲を詰めること。	具体的な非開示情報の例について、メーカーと調整し開示できるようにメーカーと調整し、補足説明資料に反映する。	検討中。
5/21	136	マスキング	補足説明資料	○マスキング対象について ・ 第2-2図について。マスキング範囲が、第5-2-1表の説明 (横/縦軸の目盛をマスキングする) に合致しない。(この例に限らないが) 説明と例示が合致するようにすること。	補足説明資料内の記載の整合を図り資料を修正する。	検討中。
5/21	137	マスキング	補足説明資料	○マスキング対象について ・ 第2-2図について。JNFLの例では、注記がマスキング対象であっても「注記:」の文字にはマスキングしないこととしている。JNFLのマスキングに関する説明資料を再確認すること。	JNFLのマスキングに関する説明資料を再確認して、補足説明資料を修正する。	検討中。
5/21	138	基本設計方針変更前後比較表	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-01について ・ 本資料作成の参考にしたJNFLの資料が古いようだ。②は変更前も記載を適正化すべきであるし、④もそうすべきかもしれない。そもそも、考え方と具体例が示されればよいので、このような分類はいいのではないのか。	JNFLの最新資料を確認し、補足資料を修正する。	検討中。
5/21	139	基本設計方針変更前後比較表	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-01について ・ 表1について。前ページの記載との対比から考えると、④と③の順序が逆ではないか。また、②と④の違いがよくわからない。	No. 138で対応。	検討中。
5/21	140	基本設計方針変更前後比較表	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-01について ・ 分類②の例として耐震を挙げているが、(実際は変わっていないのに) 変更前後で随分と変わったように見える。例として不適当ではないか。	No. 138で対応。	検討中。
5/21	141	基本設計方針変更前後比較表	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-01について ・ ③の例示の左側は、記載の適正化を図ったものであるとのことだが、そのことが分かるようにしてほしい。	No. 138で対応。	検討中。
5/21	142	基本設計方針変更前後比較表	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-01について ・ ②の例示に示された赤枠や番号は補正書には記載せず、補足説明資料のみに記載するとのことだが、全ての変更前後について、補足説明資料を作成するというのか。説明資料としての記載について、もう少し考えて記載すること。	No. 138で対応。	検討中。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/21	143	一般産業用工業品	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-02について ・交換、更新や交換後の検査について、具体的に申請書（補正書）にどのように書くのか、この資料ではわからないので、補足説明資料に記載すること。三菱の例では3～4行程度の記載しかないとのことだが、他事業者の例をNRA側からも情報提供するので、書き方を検討してほしい。	交換後は使用前事業者検査は行うこと、また、更新交換は長期計画に反映すること、複数の機器をもって支障ないようにすること等を記載する。	検討中（他事業者の情報を5/24に入手）。
5/21	144	一般産業用工業品	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-02について ・何が一般産業用工業品に該当するのかは、申請書添付書類3の表3-1に記載するということか。	表3-1の該当欄に○を付けて示す。同じ表を本補足説明資料にも添付する。	検討中。
5/21	145	一般産業用工業品	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-02について 3.3で「構成される機器・部品単位で一般産業用工業品として取り扱うことも可能」と書いてあるが、そういったものは具体的にはないということか。整理して説明してほしい。	基本的には設備単位というイメージであり、部品単位というのは書き過ぎの部分があるので、記載を修正する。	検討中。
5/21	146	一般産業用工業品	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-003-02について ・第3. 3-1図について。表3-1のグループ①②③と設計管理区分I IIとの関連が分からない。	関連が分かるように、記載を修正する。	検討中。
5/21	147	全般	補足説明資料	○全般 ・要目表や基本設計方針での記載とリンクして説明がないと判断できない。本資料についてコメントしない。	本資料を補足説明資料「設工認申請書の記載方法について」(003)の一部とすることで、一体で議論できるように補足説明資料に反映する。	検討中。
5/21	148	代替計測	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002-02について ・代替計測に用いる放射線計測設備は仕様の記載が不要のグループ③と記載されているが、一般的な設工認申請書への記載の程度についてはこれからの整理だと思う。まずは代替計測設備について、設工認申請書への記載の程度について整理して説明してほしい。	代替計測設備について、設工認申請書への記載の程度について整理して説明する。	検討中。
5/21	149	代替計測	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002-02について ・仕様の記載が不要であるかどうかは、本資料だけでは分からない。(No. 147と同じ主旨のコメント)	本資料を補足説明資料「設工認対象設備の抽出について」(002)の一部とすることで、一体で議論できるようにする。	検討中。
5/21	150	代替計測	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002-02について ・計測器を津波の影響を受けない位置に置くということを、追記すること。	資料に計測器を津波の影響を受けない位置に置くということを追記する。	検討中。
5/21	151	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料 設1-補-002-02について ・(5/14説明内容に対する追加コメント) No. 40: 外運搬について。貯蔵規則27条に基づく記録の保持の話を記載しておくべきである。	補足説明資料に追記する。	検討中。
5/21	152	審査会合	審査会合資料	6/14の審査会合について、前々回の指摘事項の対応も踏まえ、最終的な補正に向けてどう対応していくかということ、 「記載の適正化」ということがメインになると思うが、こちらの資料も並行して準備すること。	審査と並行して審査会合用説明資料案を作成する。	審査会合資料作成中。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
5/21	153	スケジュール管理	補足説明資料全般	来週以降回数が増えるので、適切に資料を準備すること。	審査会合に向けて、適切にスケジュール管理を行い資料を準備する。	確認会にてスケジュール管理を継続実施中。